

沖縄海区漁業調整委員会指示 8 第 3 号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年6月26日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上原 亀 一

（採捕の制限）

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) その他特に必要と認められる者

（承認申請）

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第1の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

（承認の有効期間）

第3 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1の第3号に規定する者 漁期（8月1日からその翌年の5月31日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者 1年以内

（採捕頭数）

第4 沖縄海区における漁期中の採捕割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第1の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

（大きさの制限）

第5 第1の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、腹甲長30センチメートルから60センチメートルまでの大きさのウミガメ以外を採捕してはならない。

（承認内容の変更）

第6 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第7 委員会は、第1のただし書の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、若しくは第6の規定により承認内容の変更をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第4号様式、第1の第3号に規定する者は第5号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第8 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の携帯）

第9 承認を受けた者が、ウミガメを採捕するときは、承認証を携帯しなければならない。

（廃止届書の提出）

第10 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第11 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第12 承認を受けた者は、第11の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第11に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第13 何人も第1のただし書の承認を受けないで採捕されたウミガメ(当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(用途変更)

第14 承認を受けた者が、採捕したウミガメを別の用途に供しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認用途変更申請書(第9号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

(承認の追認)

第16 令和5年沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号の指示に基づく承認は、その承認証に記載された期日まで本指示により承認を受けたものとみなす。